

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（第1回）

1 日時 令和5年11月7日（火）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、石井構成員、越前構成員、奥村構成員、落合構成員、クロサカ構成員、後藤構成員、澁谷構成員、田中構成員、増田構成員、水谷構成員、安野構成員、山口構成員、脇浜構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフティーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）総務省

竹内総務審議官、湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、恩賀情報流通適正化推進室長

4 議事

（1）開催要綱（案）について

（2）デジタル空間における情報流通の現状と課題について

（3）意見交換

（4）今後の進め方（案）について

（5）その他

**【高橋係長】** 定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第1回会合を開催いたします。

本日は御多忙の中、当会合に御出席いただき、誠にありがとうございます。座長が選任されるまでの間、事務局が議事の進行を務めさせていただきます。総務省情報流通適正化推進室の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日はオンラインでの開催といたします。また、本日の会議は公開とさせていただきますので、御了承ください。

なお、本日の会議におきまして、報道関係者より、冒頭、カメラ撮りの御希望がございましたので、構成員の皆様におかれましては、差し支えない範囲でカメラをオンにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

皆様、御対応ありがとうございます。こちらお時間のほうを取らせていただきます。

(カメラ撮り)

**【高橋係長】** これでカメラ撮りを終了いたします。これ以降の撮影は御遠慮ください。

また、構成員の皆様におかれましては、これ以降、御発言時以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、本検討会の開催に当たりまして、湯本総括審議官より御挨拶申し上げます。

**【湯本総括審議官】** 大臣官房総括審議官の湯本でございます。

構成員の皆様方におかれましては、御多用の折、本検討会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうから本検討会の背景、目的につきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。言うまでもないことですが、近年の生成AI、またメタバース等の新しい技術、サービスの出現によりまして、デジタル空間がさらに拡大・進化しております。また、デジタル空間におけるステークホルダーが多様化しつつある中で、実空間に影響を及ぼす新たな課題、そういったものが発生しているような状況でございます。このような課題と多様化するステークホルダーによる対応につきまして現状分析し、また、デジタル空間における情報流通の健全性の確保に向けた今後の対応方針、具体的な方策について検討をしていただきたく思っているところでございます。

構成員の皆様方におかれましては、専門的な御知見を踏まえて、忌憚のない活発な御議論をぜひともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶は以上をもちまして終了したいと思います。どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

【高橋係長】 ありがとうございます。

本日は初回会合のため、構成員の皆様を御紹介いたします。後ほど議事において各構成員から自己紹介をいただく時間を確保しておりますので、ここでは資料1-1の別紙をもって代えさせていただきます。

なお、本日は、江間構成員、森構成員、山本構成員が御欠席です。また、石井構成員は会議途中からの御出席予定と伺っております。奥村構成員は途中での御退席予定と伺っております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、議事次第に記載している資料1-1から資料1-5となっております。万が一お手元に届いていない場合がございます。万が一お手元に届いていない場合は、事務局までお申しつけください。

また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。よろしいでしょうか。

それでは、議事(1)に移ります。資料1-1を御覧ください。開催要綱案のポイントを御紹介いたします。4(1)について、本検討会は、大臣官房総括審議官(情報通信担当)の検討会として開催することとしております。(2)のとおり、構成員は、別紙のとおりとされております。

また、(3)におきまして、座長は、構成員の互選により定め、また、(5)において、座長は、座長代理を指名することができるとされております。

続きまして、(6)において、座長は、構成員又はオブザーバーを追加できることとされております。

また、(7)において、座長は、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができるとされております。そして、(8)において、座長は、本検討会の下にワーキンググループを開催することができるとされております。

続きまして、5(1)について、本検討会は、原則公開とさせていただきます。また、5(2)について、資料及び議事概要、つまり、議事録も原則公開とさせていただきます。

この開催要綱につきまして、案のとおり御承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【高橋係長】 ありがとうございます。

続きまして、座長の選出へと進ませていただきます。

開催要綱4（3）では、座長は互選となっております。事務局といたしましては、宍戸構成員にお願いしたく御提案させていただければと存じますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【高橋係長】 ありがとうございます。

それでは、宍戸構成員に座長をお願いしたく存じます。宍戸座長、一言御挨拶をお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ただいま座長に選任されました東京大学の宍戸でございます。専門は憲法と情報法でございます。

先ほど湯本官房総括審議官よりお話ございましたように、現在のデジタル空間における多様な情報が流通する状況の中で、情報流通の健全性を確保する。その前提として、デジタル空間の情報流通の全体像が日々刻々と変わっていく中で、その全体像を的確に把握し、また、具体的な対策を議論する上で、非常に多様な構成員の皆様にお集まりいただいていると思います。できるだけ円滑に、かつ、活発な議論がこの場に出てくるよう、座長としても頑張りたいと思いますので、構成員の皆様、どうぞ御協力をよろしく願いいたします。

【高橋係長】 ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長をお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。

それでは、まず、本検討会の座長代理につきまして、資料1－1、開催要綱の4の（5）に従って、私のほうから指名をさせていただきたいと思います。

座長代理につきましては、慶應義塾大学大学院法務研究科の教授であります山本構成員を指名したいと存じます。山本構成員、本日御欠席でございますが、何か欠席裁判みたいで申し訳ございませんが、事務局より山本構成員にその旨お伝えいただきますようお願いをいたします。

また、開催要綱4の（6）でございますが、資料1－2を御投影ください。現時点で本検討会への御参加について御内諾をいただいております関係団体の方々のリストを現在提示しておるところでございます。これらの方々に本検討会のオブザーバーとして御参画をいただき、また、様々なインプット等をいただきたいと考えておりますが、構成員の皆様、い

かがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、オブザーバーの皆様におかれましても、どうぞよろしくお願いたします。今後、随時この場での議論等に応じて、オブザーバーの方、あるいは構成員の方を追加することがあり得るということは開催要綱に明示してあるとおりでございます。

それでは、早速でございますが、議事(2) デジタル空間における情報流通に関する現状と課題に移ります。こちらにつきましては、資料1-3により御説明をお願いいたします。

【恩賀室長】 事務局の恩賀でございます。よろしくお願いたします。

資料1-3について御説明させていただきます。なお、関連するファクトといたしまして、補足資料として参考資料1-1をおつけしておりますので、適宜御覧いただければと思います。

それでは、次のページへお進みください。真ん中、本検討会の必要性がございますが、この主な背景として4つあると考えてございます。本日は、これらの現状として、これまでの主な取組、そして課題として、今後の主な取組等について、まず、このスライドでポイントを御説明させていただき、後のスライドでそれぞれ詳細を御説明させていただければと思います。

まず、左上、プラットフォーム事業者による自主的な取組。まず、現状でございますが、事業者等による自主的な取組と総務省によるモニタリング等を行っております。今後の主な取組でございますけれども、プラットフォーム事業者等による透明性やアカウントビリティ確保、そして生成AI等の新たなステークホルダーとの連携・協力関係の構築が課題となっております。

続いて、右側、AI・国際戦略でございますが、現状といたしましては、国内のAI事業者向け新ガイドライン、広島AIプロセスによる国際的な指針・行動規範、そしてG7各国の偽・誤情報対策集の公表等を行っております。今後でございますけれども、AIの誤用等を通じた巧妙な偽・誤情報による新たなリスクへの対応と、G7/OECDに加えて、ASEAN等の国際的な連携・協力関係の構築が課題となっております。

続きまして、左下、リテラシーの向上でございますが、現状といたしましては、目指すべきゴール像、短期・中長期の課題整理等のロードマップを取りまとめてございます。今後の課題等でございますけれども、偽・誤情報の拡大等を踏まえたコンテンツ開発・リーチ方法

の整理、そして教える人材の育成の在り方等が課題となっております。

右下、メタバースでございますけれども、G7においても民主的なメタバースの実現の必要性が提起されている中、今後の課題等といたしましても、民主的価値に基づく原則等の議論と国際的なメタバースの議論にも貢献していく。

ポイントとしては、以上でございます。

これから、それぞれについて詳細を御説明させていただきます。

まず、プラットフォーム関係でございますけれども、次のスライドでございます。こちらが幅広い関係者による自主的な対応の総合的な推進でございます。これまでプラットフォームサービスに関する研究会では、違法・有害情報への対応等について議論していただいております。最近の第二次取りまとめ、去年の8月におきましては、偽・誤情報対策として、プラットフォーム事業者をはじめとする幅広い関係者による自主的な対応の総合的な推進として、以下にございます10の方向性が提言されております。

1つ目が自主的スキームの尊重。2つ目、我が国における実態の把握。3つ目、多様なステークホルダーによる協力関係の構築。4つ目、プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウントビリティの確保。5つ目、利用者情報を活用した情報配信への対応。右上の6つ目、ファクトチェックの推進。7つ目、情報発信者側における信頼性確保方策の検討。8つ目、ICTリテラシー向上の推進。9つ目、研究開発の推進。最後に、国際的な対話の深化でございます。

そこで、最近のこれらのモニタリングと検証評価でございますが、次のスライドを御覧いただければと思います。今年に実施されましたプラットフォームサービスに関する研究会におけるモニタリング等におきましては、プラットフォーム事業者による偽・誤情報への対応について、以下のとおり評価されております。

1つ目、一部で進展が見られるものの、取組状況及び透明性・アカウントビリティ確保の進展は限定的。具体的には、次の下の表の上から3つ目の「4. 関係」を御覧いただければと思います。

続いて、2点目でございますが、上のオレンジの四角の中でございますが、多様なステークホルダーによる協力関係の構築とファクトチェック推進等については、まだ十分とは言えないものの、我が国においても取組が進められつつあるということで、具体的には、後ほど下の表の「3. 関係」と「6. 関係」を御覧いただければと思います。

そして、これらを踏まえつつ、最近の新たな環境変化といたしまして、生成AI等による

急速な普及がございますので、今後、透明性・アカウンタビリティの確保、そして生成A I等の新たなステークホルダーとの連携・協力関係の構築が課題となっているという状況でございます。

続いてのスライドで、今度はA I・国際戦略関係について御説明いたします。まず、最近の急速な環境変化として、生成A I技術の急速な進展等がございます。1つ目の丸でございますけれども、生産性向上等のメリットが、活用の機会が期待される一方で、2つ目のポツでございますが、偽情報等の安全上のリスク等が指摘されております。特に偽情報・情報操作につきましては、右下のグラフにございますとおり、G 7構成国全てがリスクとして認識されているという状況でございます。

これらを踏まえた国内外の検討状況でございますが、次のスライドを御覧いただければと思います。まず、国際的な検討状況といたしましては、今申し上げた活用の機会とリスクを踏まえまして、広島A Iプロセスにおきまして、この10月30日にA I開発者向けの指針と行動規範が公表されております。

一方、これらを踏まえた国内における既存のA Iガイドラインの改訂・見直しも今検討が進められておりまして、今後のスケジュールといたしましては、こちらの表、御覧のとおりでございます。広島A Iプロセスにつきましては、右上のところでございますが、今年の12月の閣僚級会合におきまして包括的政策枠組を取りまとめ予定でございますが、右下の国内のA I事業者ガイドライン（案）につきましても、この12月に案として取りまとめパブコメが予定されております。本検討会でもこれらの成果物を今後御紹介させていただき、A Iによる偽・誤情報等のリスクへの対応について御議論いただければと思っております。

続いてでございますが、今度は偽・誤情報対策に特化した国際的な状況でございます。こちらはG 7群馬デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言のスライドでございます。7ページでございますけれども、今年の4月末に群馬のデジタル・技術大臣会合の閣僚宣言におきまして、こちらの偽情報対策に関するプラクティス集を作成して、国連主催のインターネット・ガバナンス・フォーラムで発表することが宣言されております。

具体的には次のスライドでございます。こちらがこの10月上旬に京都で開催されましたインターネット・ガバナンス・フォーラムで、G7議長国である日本政府、総務省において取りまとめて公表させていただいたものになっております。詳細につきましては、本日、参考資料1-3と1-4に英語版と仮訳をおつけしておりますので、御覧いただければと思

いますけれども、主な例といたしましては、御覧のとおり、市民社会、そしてソーシャルメディアプラットフォーム、研究機関、政府の取組につきまして、G7におけるそれぞれの取組を御紹介するものとなっております。

続いてのスライドでございます。こちらは同じくインターネット・ガバナンス・フォーラムで、いろいろなセッションがある中で偽・誤情報関連のセッションが幾つかございました。その中でも総務省が協力や主催するセッションとして、こちら2つのセッションがASEANやアジア太平洋地域からも参加する形で開催されております。

まず、1つ目がハイレベルのセッションでございまして、メンバーといたしましては、右下の四角の点線のところを御覧いただければと思いますが、日本からは本検討会の構成員の山本先生に御登壇いただいたものになっております。

主な議論の内容につきましても、本日の参考資料1-2におつけしておりますので、後ほど御覧いただければと思いますが、例えば、左側でございますが、偽・誤情報による影響といたしましては、認知過程への浸食、自由な意思の喪失、感情の兵器化、ヘイト問題、社会の分極化、選挙プロセスの操作、民主主義への脅威などが挙げられておりました。

そして、偽・誤情報対策といたしまして、例えば共通の原則や価値の共有、国際的な規範、エコシステム全体や構造的問題としての対応、マルチステークホルダー連携、国際連携、ファクトチェックの推進、メディアやジャーナリストの役割、リテラシーの向上、デジタル署名・電子透かし等による技術的な対応、そして行動規範や法制等の枠組み、こういった御議論がなされまして、特に来年、様々な民主主義国家において選挙が実施されるなど、今後、偽・誤情報対策が一層重要になっていくとの認識が共有されておりました。

続いて、もう一つのセッションが次のスライドでございまして、こちらはより実践的な御議論がなされております。メンバーとしては、右下の四角のところでございますが、日本からは本検討会の構成員の山口先生がパネリストとして御参画されておりました。こちらも参考資料1-1のほうに詳細を記載しておりますので御覧いただければと思いますが、先ほどのハイレベルセッションとの差分で例えば申し上げますと、偽・誤情報対策といたしましては、1つ目のポツでございますが、市民社会やジャーナリズムとテック企業との連携、デバンキングのみならず、プリバンキングの重要性。ちょっと飛んで、地方メディアとの連携ですとか、あるいは子供等情報の受け手側への対応。さらにはオーディエンスや時代に合わせた若年層へのリーチ等、そして民間のテック企業による貢献・責任のお話。さらには飛んで、ローカルな透明性の確保ですとか、収入が入らないようにすることなどなどの議論が

なされておりまして、最後でございますけれども、様々なステークホルダーによる地域や国境を越えた連携・協力の重要性が共有されたものでございました。こういった御議論を踏まえながら、G7/OECDに加えまして、ASEANとの今後、国際連携・協力をどのように構築していくか、こういったところが課題になってございます。

続いてのページ、リテラシーでございますけれども、こちら世代に共通する課題につきまして、ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会でお取りまとめいただいたものとして、主に（1）から（4）のものがございます。

まずはインターネットの仕組み・ビジネスモデルの理解として、アテンション・エコノミー、フィルターバブル、エコーチェンバー、そしてアルゴリズム、認知バイアス等についての理解が課題であると。2つ目が情報を理解するリテラシーということで、事実と意見等の切り分けということでございました。これらは特に各世代ではあまり変わらず、共通の課題であると。3つ目が情報を熟慮する機会の確保。そして、4つ目が情報発信者としての意識等の醸成ということでございました。

これらを踏まえまして、次のスライドでございますが、今年の6月に、こちらのICTリテラシーの検討会のほうでロードマップを取りまとめていただいたところでございます。特に偽・誤情報への対応につきましては、情報の批判的受容等、健全な情報空間確保のための責任ある行動を取ることができるというゴール像を目指して、今後、この表にございませうとおり、短期的・中長期的な課題に取り組んでいく必要があるという状況でございます。

最後、メタバースでございます。次のスライドでございますけれども、メタバースなどの没入型技術において、これまでにない臨場感を味わうことが可能になってきてございまして、メタバースが今注目をさらに浴びてきているところでございます。特に没入感等により、コンテンツ・モデレーションが既存のソーシャルメディアよりもはるかに複雑化し得るなどの指摘も海外ではなされているところがございませうので、今後、G7でも民主的価値に基づくメタバースの在り方ということについての御議論が必要だという状況になってございます。

次のスライドでございますけれども、これらを踏まえまして、総務省においても現在、安心・安全なメタバースの実現に関する研究会を開催しておりまして、民主的価値に基づく包括的な原則及び信頼性・利便性の向上を図る観点から、今、御議論をいただいているところでございます。この御議論もいずれ本検討会で御紹介させていただき、メタバース等による偽・誤情報対策の在り方など、メタバースと偽・誤情報、情報空間の健全性との関係などに

ついて御議論いただければと思っております。

以上が現状と課題の主な背景等でございます。

次のスライドでございますが、こちらは今申し上げたものを踏まえた、あくまでも例示といたしまして、事務局のほうで作成させていただいた主な検討事項でございます。①といたしましては、最近の技術等の進展状況として、例えば生成A I、メタバースの動向。そして②でございますが、新たな課題と各ステークホルダーによる対応状況といたしまして、例えば生成A Iやメタバースによる巧妙な偽・誤情報の生成や格差に伴う社会的な影響の深刻化、あるいは国際的な協調の必要性など。③でございますが、今後の対応に当たっての基本的な考え方、例えば基本理念、信頼性のある自由な情報流通、表現の自由、知る権利、利用者保護など。そして各ステークホルダーの役割として、プラットフォーム事業者、生成A I関係事業者、仮想空間関係事業者、通信・放送事業者、利用者など。

最後になりますけれども、今後の具体的な方策といたしまして、こちらに例示させていただいているステークホルダーによる協力関係ですとか、ファクトチェックの推進、リテラシーの向上、情報発信者側の取組、研究開発、国際的な対話などが考えられると思っておりますが、これらに限らず、様々検討会におきまして御議論いただければと考えております。

私から事務局の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**【宍戸座長】**      ありがとうございます。

ただいまの事務局説明の御質問などにつきましては、後ほどフリーディスカッションの時間を設けておりますので、そちらで御質問なりいただければと思います。

それでは、議事（3）自己紹介を兼ねた意見交換のラウンドに移りたいと思います。構成員の皆様方に自己紹介も兼ねまして、お一方大体4分から5分程度で御意見を頂戴できればと思います。ということで順番をお願いをしたいのですが、本日、奥村構成員は途中で御退席と伺っております。そこで、まずは奥村構成員からお願いしたいと思います。その後は構成員一覧に沿って五十音順に、構成員の皆様方から御意見を頂戴できればと思っております。また、石井構成員におかれましては、10時半頃より御出席予定と伺っておりますので、最後をお願いしようと思っております。

それでは、まず、奥村先生、よろしく願いいたします。

**【奥村構成員】**      どうぞよろしく願いいたします。奥村でございます。授業のために少し先に失礼させていただくこととなりますので、一番手を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

スライドをシェアさせていただこうと思いますが、今ちょっと調子が悪いので、事務局の方、申し訳ありませんが、差し上げたものをちょっと出していただけますでしょうか。ありがとうございます。

奥村でございます。キャリアの半分はテレビのニュースの仕事をしてきました。ですから、このような会合は、むしろ傍聴とか取材とかをさせてもらうのが専らでございます、非常に当惑しておりますが、どうぞよろしく申し上げます。

テレビで報道の仕事をしておりましたが、ほかにも営業とか編成とかという経験もいたしましたので、今回のジャニーズの問題の末端で少し小さな責任もあたりしますので、そのようなことも痛感しつつ、今、仕事をさせていただいております。

ニュースの世界で、少しずつデスクとか編集権とか近いような仕事をするようになって、何のためにニュースを伝えているんだというような本質的な議論がメディアに欠けているなということを日々感じるようになりました。縁ありまして、2003年にちょっとアメリカに行くという機会がありまして、イラク戦争に至る一連のメディアコントロールを現地で目撃したわけですが、そのときに優れたジャーナリズムのプロジェクト、後で紹介しようと思いますが、『The Elements Of Journalism』というジャーナリズムの教科書になっている本ですが、を執筆したグループの方々と知り合いになりまして、いろいろ学ばせていただいたのがジャーナリズムを研究する発端になっております。

その後、縁あってジャーナリズムの研究をして、大学で教えるようになりました。ゼミではビデオジャーナリズムとファクトチェックをやっております。ビデオジャーナリズムというのは、学生が自分でカメラを持って、自分で相手を口説いて自分で撮影して、自分でナレーションを入れて、自分でテロップを入れてというようなことをやっていくわけですが、普通は、メディアは「NHKです」と言うと、「はい、どうぞ」と言って取材をさせていただけるわけなんですけれども、どこの誰が来たというところから始めなければいけないということで、公開を前提にして取材をするというのは、学生にとってはかなりの関門です。それを、あなたの行いとか、言葉とかというのは、世の中にこういう役に立つから、あなたをさらし者にしに来たんだと言って相手を口説かなければいけないということで、ニュースが何のためにあるのかということを学生が言語化するきっかけになるというようなワークショップをしているということです。この会合で、もしかするとそのようなことがヒントになることもあるのかなと思っております。

次のスライドをお願いします。このほか自分が手をつけている分野について大まかに御

説明をいたします。私がこの場に入れていただいているのは、多分、世の中で流通する情報の中で重要な部分を出しているニュースというものを中心にして、情報の正確さというものがどのように担保されているのかということや、世の中の人に信用してもらうためにどのような仕組みがあるのかということについて、もしかするとインプリケーションがあるのかということで、何か御提供することが目的だと思っております。そのような分野をピックアップしてお伝えすることにいたします。

1つは、デジタル・ストーリーテリングです。表現のオプションとしてネットになりまして、テキスト、写真、映像、CGなどに境界がなくなってきました。そうすると表現の豊かさというようなものが情報の説得力にもつながるといことです。

もう一つは災害報道です。東日本大震災と福島第一原発でメディアが自分たちの教訓をどのようにして一般化して共有しているのか。それで来るべき災害に備えているのかということについて、主要なメディアにヒアリングをしたというようなことから発端になって深めている研究です。

3つ目はファクトチェック、ミス・ディスインフォメーションの対策です。日本ではやっと国際ファクトチェックネットワークのシグナトリーが誕生したところです。ほかの先進国並みに情報を検証できるような総合的な社会的な仕組み、特にプラットフォームとメディア同士のコラボレーションがどのようにして進んでいくかということが関心分野になります。

4つ目は、この『The Elements Of Journalism』というものに代表されるようなジャーナリズムのルールとか目的とかミッションというようなものをニュースの消費者が分かるような言葉で表現するということです。日本はニュースメディアであるだけで信頼も尊敬も受けてこられたというような恵まれた社会でもありました。ただ、民主主義におけるニュースとは何なのかということは、もう一度私たちが考え直す必要があると思っております。

次のスライドをお願いします。では、そういう関心分野がどのような考え方につながっていくのかという話を少しだけ申し上げておきたいと思えます。デジタル・ストーリーテリングとかファクトチェックの能力というのはメディアにとってプラスアルファでして、ぜいたくと言われるものです。ニューズラグジュアリーと書いてあります。

ただし、そうやって手間暇かけたニュースというのは、なかなか日本語では難しいんですが、ジャーナリスティック・エンタープライズという言葉がございます。そのような形で説得力のある情報をどのようにしてメディアが発することができるのかというのは、これか

らの大きな課題になっていくと思います。

それから、私たちが今扱っている映像というようなものも改めて考える必要が出てきています。例えば首から下しか映っていないインタビューというのがどういう意味を持つのかというようなことは、もう少しちゃんと考えられていいことだと思っております。

それから災害報道については、今までは震度や台風情報をテレビが競っていました。そこからもうスマホに自分の地域の情報がドーンと入ってくるようになったという、伝達経路が一変している中でメディアの役割というのは再定義されていいと思っております。

ファクトチェックに関して言いますと、ミスインフォメーションは非常に多いのにファクトチェッカーは非常に少ないという非常にバランスが悪い状況が起きております。いかに協力できるかという、今までは競争していたメディアがどこで一緒に仕事ができるのかという価値観の変換が必要になると思いますので、その辺りが関心分野となっております。というようなことを日々考えて仕事をさせていただいております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

**【宍戸座長】** 奥村先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、生員構成員、お願いいたします。

**【生員構成員】** 一橋大学の生員でございます。特に欧州と我が国法の比較という観点から、このデジタル分野についての法政策を研究している者でございます。同じく宍戸座長のプラットフォーム研究会などにも参加させていただいている者でございます。特に投影資料等はないのですけれども、簡単に4点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず1つは、広く市民ですとか、あるいはメディアを含む様々なステークホルダーが今回の主題であるところの健全な情報流通というものの在り方を議論して、そして主体的に関与し続けることが可能な仕組み、あるいは環境というものをどのようにつくっていくかということが大変重要だと考えております。

それは個別の 이슈や技術に関わるガイドラインなどを作るプロセスなどももちろんそうなのですが、いかにして様々ステークホルダーが関与し続けられる情報環境をつくっていくのか。例えばでございますけれども、これはもともとアメリカでプラットフォーム企業の自主的な取組として始まったと理解しております、透明性レポートといったようなものについては、その後、今回の研究会でも様々参照されるであろうEUのデジタルサービス法の中でも法的な位置づけを得て、また例えば同法の中ではコンテンツ・モデレーションに対する個別の理由というものをちゃんと説明して匿名化した結果というものを公表

する。あるいは研究者などへのプラットフォームのデータ提供などを通じて、広く様々な主体が情報流通の現状というものを正しく深く理解して、そしてそれを議論して、また必要があれば、個人個人がそうした情報流通の在り方に異議を申し立てることができる、そういう環境をつくっているわけでございます。そうしたことを念頭に、マルチステークホルダーに基づく情報空間のガバナンスの在り方というもの、そして、その実現手段のオプションというものを様々な選択肢の中から広く考えていくことが重要なのだろう。これが1点目でございます。

それから2つ目といたしまして、今回の検討会に関わってくるテーマの中でも、わけでもAIとプラットフォームとデータというもの、この3つは重要であり、そしてそれらは密接不可分なものであるということでございます。AI、特にお話にあったような今回の文脈ですと生成AI、あるいは基盤モデルの開発者、提供者、それらの役割というものが、1つは恐らく非常に重要視されてくるのだろう。しかし、例えばそこで作られた偽動画等が流通するのは、現実として多くはSNS等のプラットフォーム上であったりするわけでありまして。

例えば、先ほどもお話に出したデジタルサービス法の中ですと、今、議論されているAI規則とは別に、既に存在しているデジタルサービス法のリスク軽減措置の中で、行動規範という形で生成コンテンツにプラットフォーム上でちゃんとラベルをつけましょうといったような形での議論がされていたりするところでございます。

例えばこうした問題1つ取っても、生成するAIと、そしてそれを流通させるプラットフォーム、それぞれの責務、役割というのは何なのかという両面から考えていく必要がある。そうした意味で、この検討会がプラットフォームの問題と、そして生成AIなどの新しい技術を併せて取り扱う枠組みができていることは大変適切であろうと思います。

また、データに関しますと、山本先生からの事前の御意見の中にも触れられていたかと思えますけれども、モデレーション、レコメンデーションといったようなものは、個人データを処理したプロファイリングなどの活動と密接不可分でございますところ、全ての事業者に適用される個人情報保護法などの規範、それは重要であり、他方で、わけでもこの文脈で、我々が検討したいものとの関わりの中での情報保護、データ保護の在り方といったようなこともよく検討していく必要があるのだろう。これが2点目でございます。

3点目に、江間構成員の資料でもレジリエンスという言葉がございましたけれども、やはりこの情報流通、いわゆる平時の場合と、そして例えば自然災害でございますとか、国際的紛争といったような状況をはじめとする緊急事態、その両方をある程度区別しながら、両方

を視野に入れた議論をしていくことが重要なのだらうと思います。

例えば、これは難しい問題で、集中的な偽情報・誤情報などの事象が生じた場合に、例えば関係事業者の方々に法に基づかないインフォーマルな対応のお願いをするのか。あるいは法で枠組みをつくって、ちゃんと民主的なプロセスの中で対応の要請をしていくのか。そのどちらが望ましいのかということは、これは国際的にもすごく議論が分かれているところだというふうには思うのですけれども、やはりそうした場合を含めて、多様なステークホルダーが関われる形でのレジリエンス確保の仕方というのは、特にこの分野は重要になってくると思います。

そして最後に、4点目でございますけれども、健全な情報流通という 이슈、やはり情報通信政策、あるいはメディア政策、消費者保護、知的財産保護、経済安全保障などを含めて様々な法領域、政策領域が交わる領域であります。そうしたときに、例えばプラットフォームや大規模 AI のような議論というのは、ほかにも競争政策、情報通信分野の公正な競争という側面も切って切り離せないところだと思います。

本研究の主題というところからは、必ずしも中心ではなく、周辺にあるものであっても、そうした様々な法政策の領域との協調、相互作用というものを念頭に置きながら議論をしていけるとよいのかと考えております。

私からは差し当たり以上でございます。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、越前構成員、お願いいたします。

**【越前構成員】** 越前でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の専門は情報セキュリティ、特に画像や映像などを対象としたメディアフォレンジック、メディアセキュリティとなっております。

2020年12月から JST CREST におきまして、インフォデミックを克服するソーシャル情報基盤技術という研究プロジェクト、CREST FakeMedia という名の下に認知されておりますが、その研究代表者を務めております。この研究プロジェクトは学術研究の推進のみならず、研究の社会実装も積極的に取り組んでおりまして、シンセティック・ビジョンと呼ばれる AI を用いたフェイク顔映像の自動検知プログラムを開発しまして、現在、複数の企業にライセンスをしている状況でございます。以下、事前にお題が与えられましたので、それに基づいて私のほうから回答させていただきたいと思います。

まず、1点目のお題でございます。デジタル空間における情報流通に関する現在の課題と

して関心があるものということでございます。私は技術屋でございますので、特に生成A Iを用いて創作される偽・誤情報の拡散を技術的な手段でどのように防ぐかということに興味を持っております。御存じのように、生成A Iが生成する画像、映像、音声、文書のクオリティーというのは日々進化している状況でございます、一部の偽・誤情報は人間が見たり聞いたりしても、リアルなのか、フェイクなのか、全く判別がつかなくなっている状況でございます。

A Iを活用したコンテンツ・モデレーションにつきましては、偽・誤情報に対してA Iを用いた自動検知と呼ばれるものや自動ファクトチェックというものが提案されておりますが、以下に述べる3点の技術的な課題も残っていると考えております。

1つ目でございますが、A Iによる自動検知におきましては、新たな生成A Iで生成された偽・誤情報は高頻度で出現、拡散されている状況であると認識しております。しかしながら、A Iは未知の手法で生成された偽・誤情報の検出は苦手でございます、A Iが学習する定期的なデータセットのアップデートや、A Iのモデル学習または追加学習等が必要になってきます。ただ、モデル学習とのこれまでの手法で生成された偽・誤情報の検知精度を確保する必要がございます、この調整が最も難しいところでございます。

2点目、そもそもでございますが、自動検知モデルというものが学習するデータセット、評価用のベンチマークは、研究レベルでは様々なものが提案されているのですが、実際に現実の環境を反映していないものが極めて多くございます。要するにこの分野における産学連携の促進は極めて重要であると考えております。

3点目でございます。自動ファクトチェックでございますが、これはクエリ情報と真贋を比較するために参照する「信頼できる情報源」というものが重要になってきます。これは、誰がどのように収集し、また、新しい情報をどのように組み組みながら維持していくのかというのが重要な技術的課題となっております。

2点目のお題でございます。デジタル空間における情報流通の健全性についてどうふうにご存じかということでございますが、御存じのように、生成A Iにおきましては、学習済みのA P Iが広く公開されておまして、誰もが最新の生成A Iを使ってコンテンツを創作できる状況になりつつございます。国内でも面白半分で偽・誤情報を作成、共有して、関係各所に大きな混乱を招いたケースだけではなく、明確な意図を持って視聴者を誤解させる目的で作成したケースも出てきております。このような脅威に対しまして、偽・誤情報の自動検知については、国内でも実導入に向けた動きがございます。

デジタル空間における情報流通の健全性について、特にA Iを活用したコンテンツ・モデレーションにおいては、透明性や説明責任の確保が重要だと思っておりますが、A Iは原則ブラックボックスでございますので、たとえソースコードを公開したとしても、どのように説明責任を確保するのか、難しい状況になっております。また、さらに透明性を確保するために、研究者コミュニティでよく見られるA Iが学習したデータセットを公開することやベンチマークの公開が考えられますが、その情報を逆手に取って自動検知を迂回するような偽・誤情報の生成手法が出現する可能性もあると考えております。

3点目のお題でございます。各ステークホルダーが果たすべき役割ということでございますが、生成A Iによる偽・誤情報は特定のプラットフォームで閉じることなく、多様なメディアを通じて流通する傾向にあるかなと思っております。生成A Iによる偽・誤情報拡散によるリスクアセスメントも確立していない状況でございますので、私としては、生成A I事業者、プラットフォーム事業者、通信・放送事業者などが連携してインシデントやリスクの共有を行い、連携しながら対応を行っていくことが現状、必要であると考えております。同時にプラットフォーム利用者、メディアの視聴者のICTリテラシー向上も非常に重要であると考えております。

以上でございます。

**【宋戸座長】** 越前先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、落合先生、お願いします。

**【落合構成員】** 御紹介いただきまして、ありがとうございます。渥美坂井法律事務所の落合と申します。私のほうも簡単に説明をさせていただきます。私も少し投影させていただきます。

それでは、自己紹介をさせていただきます。私のほうは今回の検討との関係では、総務省の中でA Iネットワーク社会推進会議でA Iに関する検討に数年間、関わらせていただいていることであったり、また、放送制度について、デジタル時代における放送制度の在り方の検討であったりですとか、公共放送の在り方も検討させていただいていることがあります。メタバースというお話もございましたが、金融庁でデジタル分散型金融の対応の在り方に関する研究会のオブザーバーなどとしても参加させていただいております。

私のほうからは、今回、念頭に置くべき状況があると思っております。まず、アジャイル・ガバナンスという言葉が、先般、既に終了しましたが、デジタル臨調の中でも原則の中の1つに入っております。情報技術の進化に伴って重要な社会構造の変化が生じている

部分について見ていくことが重要ではないかと思っております。

これは直近でまとめたものというよりは、少し前からこういうふうに言われていたものをそのまま利用させていただいているものではありません。以前は有体物を信頼してという状態であったわけでありましたが、どうしても無体物、データ、アルゴリズムなどが中心になってくるような部分が出てくる場所でもあります。判断の主体が基本的には、以前は人がほぼ判断をしていたという状況ではありますが、生成A Iだけに限らないと思いますが、A Iなどを含めたシステムの影響も非常に大きくなってきている部分が大きいかと思っております。どうしても予測可能性だったりとか、統制がどこまでできるのかという領域が出てくることがあります。

また、地理的にもグローバルというのと国内というので以前は分けることができていた部分もあったように思いますが、国際的な影響というのも直ちに受けるような可能性が高まっている状況と思っております。

その中で、政府だけで対策をするわけにもいかないし、企業、例えばメディアであったり、プラットフォームが何かをすれば、それで全てが片づくのかということ、そういうことでもないことになってくると思っております。そういう意味では、これまで各構成員からお話があった中で法制度の話もあったかと思っておりますし、メディアやプラットフォームを中心とする企業側の話もあったかと思っておりますし、個人のリテラシー向上だったり、権利の確保があったと思っております。こういった各者における相互の対策、対話の促進が重要と思っております。

このフレームワークとしてアジャイル・ガバナンスがあります。1つの肝となる部分としては、環境などのリスクの分析を行っていった、その結果、対応すべき目標が何なのかを次第次第に変わっていく可能性があることを認識しつつ、ガバナンスモデルをアップデートしていけるようにすることが重要と思っております。

今回の情報空間の健全性については、最初のスライドでサイバーフィジカルがS o c i e t y 5.0ではないかということを書いた部分がありましたが、かなりサイバー側に寄っている部分もあると思っております。世の中のフィジカルな実態と組合せをしてデジタル化をしていく分野よりは、より一層早い取組が求められる領域であると思っております。そういう意味では、まず、リスク認識がどこにあるのかを考えて、これを理解していくことが重要ではないのかと思っております。

これは定性的にだけでなく、定量的なものですとか、研究として実際どういう実態があるのかを把握していくことが重要かと思っております。その中で、データの利用や、生成

AI等のAIがどういうふうにご利用されているのかを、実態を見ていくことかと思ひます。先ほど御説明がありました自動判定技術による対応可能性、これもどうしても後追いになるところがあるだらうと思ひますが、今後も継続的に基礎資料となるような材料を集めていくことが必要かと思ひます。

アジャイル・ガバナンスの実践という意味では、もちろん根拠法の整備が必要になるような場合はあるかと思ひますが、詳細な対応については柔軟に調整ができるように設計をしていくことが重要と思ひます。官民共同規制という言葉を使うだけでは、作ったものの、あまりうまくワークしていないと言われるような場合もありますので、どうすると皆さんにリソースを割いていただけるようになるのが重要です。これは国もそうですし、国も十分にそれで定員を確保できないという場合もあるでしょうし、民間側も十分に協力してくれないという場合もあります。これをどう考えていくのかや、個人の権利の確保の観点で、個人に対してどういう権限が確保できるようにするかも重要です。また、意図的な発信者に対してはどうか対応していくのかもあろうかと思ひます。リテラシー向上は、個人の権利確保の前提になってくるだらうと思ひます。

また、2つ対策としてはあるのかなと思ひております。信頼できる情報源の確保という観点と、あとはゲートキーパー機能を誰にどういうふうを持たせるのかという、これが基本的な対策になり得るのではないかと思ひております。

1つは、メディアの貢献とかのファクトチェックというお話も先ほどあったかと思ひますが、メディアについては、放送法の関係でも情報空間の健全性確保ということで議論してきた部分もございました。しかし、放送法については、一部の論点を除いてあくまで放送事業者の話だけになってしまいますが、これをもう少し広くメディア全般を捉えてというふうに考えることが重要であり、多元性を踏まえてということと思ひます。

また、技術の利用をどうできるのかがあろうかと思ひます。本日、クロサカ構成員などから御説明があるであろうオリジネーター・プロファイリングがありますし、海外のメーカーやプラットフォームなども情報発信源の特定などに関して取組をされています。検証可能性がどうか確保していくかは重要だと思ひますが、国際的な相互運用性であったりですか、国際議論の中でどういうふうに関与を果たしていくのかも非常に重要になるのではないかと思ひます。また、サイバーセキュリティの関係で、意図的な攻撃者が存在するということが念頭に置いて対策をしていくことが重要なのではないかと思ひます。

ゲートキーパーとしては電気通信事業法の規制事業者、プラットフォームの役割があり

ます。生貝先生からD S Aなどは御指摘ありましたが、そのほかにメディアに対するプロミ  
ネンスというのも放送の分野では議論されております。これも放送事業者を主に議論して  
おりましたが、別に放送事業者だけに限ることではないのだらうと思いますので、これをど  
う考えていくのかがあります。また、生成A I の特に広範な提供者について、何らか協力を  
求めていくことがどうだろうか、ということがあろうかと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

この後、今、落合先生からも御指摘ありましたので、クロサカ構成員にお願いした後、ち  
よっと順番を入れ替えまして、石井構成員ということにしたいと思ひます。まず、クロサカ  
構成員、お願いいたします。

【クロサカ構成員】 慶應大学大学院政策・メディア研究科のクロサカと申します。どう  
ぞよろしくお願いいたします。

私は、研究者としてはインターネット技術、特にトラスト技術、あるいは5 G、6 Gなど  
の通信技術、またA I に関する技術、こういった技術開発の研究と同時に関連する政策や制  
度、これは放送であるとか動画配信とか、こういった周辺領域も、通信から見たとき、デジ  
タルから見たときの周辺領域となりますけれども、こういったところも含めて研究をして  
いる人間でございます。

また、今、宍戸先生、落合先生から御指摘いただいたとおり、オリジネーター・プロファ  
イル技術研究組合の事務局長を務めております。恐らくこの検討会においてもこうした視  
点からの発言にも御期待いただいているかと思ひますので、私の理念と重なる部分につ  
いて、少しだけ触れて御紹介させていただければと思ひます。

長いのでO P と略させていただきますが、O P はその情報を誰が発信したのかをユーザ  
ーの求めに応じて検証、我々ベリフィケーションと呼んでいますけれども、検証できる技術  
的仕組みとして作っています。具体的には、記事を発信する主体及び記事そのものですね。  
これに対して、言わば電子透かしのような識別子を埋め込んでいく。これをまた電子証明技  
術を用いて鍵をかけていく。このような技術的方法を用いて、途中の改ざんが困難な存在証  
明を発信主体と記事そのものに付与していく。これによって発信元とその情報を発信した  
という事実、これを確認していくということを実現したいと考えています。いわゆる情報の  
真正性、確からしさを高めるということを目指した技術だとお考えください。

当初O P は、デジタル言論空間の情報流通の適正化を出発点として考えていました。です

ので、参画されている方々、例えばメディア企業の方であるとか、通信企業の方々であるとかが割と多いんですが、ただ、今般、生成A Iがかなり台頭してまいりまして、こういった時代において教師データであるとか、あるいは生成物、生成A Iが生成したものについての取扱い、これについてもOPは一定の有効性があるのではないかと御指摘をいただいております、こういった可能性も踏まえて、今、開発を進めております。

直近ではオープンインターネット上での、非公開ではあるんですが、組合員をメンバーとした実証実験を既に開始しており、第1フェーズはおおむね終了しつつある。一応作って動いたねというような段階に入ってきているところでございます。こうした取組を進める中で、OPの利用においては、技術を中立的かつ汎用的に使えるということ、あと言論に対するガバナンスを構築するということを峻別する必要があると考えています。何を申し上げているかといいますと、技術というのは、実はそれ自体が開発の段階、あるいは利用の段階で何らかの考え方、思想をはらんでいる可能性が十分あるわけです。人間が作っているものだから当たり前ではありますが、これを野放しにしていまいますと、いわゆる言論規制の道具、ないしは自由で公正な経済活動を阻害するリスクというものを技術自体が強く内包してしまうという可能性があります。これはアメリカのローレンス・レッシングという有名な憲法学者がいますが、彼のアーキテクチャ論でも既に提起されている問題です。

こういった問題をできるだけ回避していくということが最終的に世の中に普及させていく、イノベーションを広げていくときに重要だろうと考えておりまして、OPではOPそのものがこのメディア、あるいはこの記事、このコンテンツはいいよ、悪いよということ言うのではなく、何らかの規律をコミュニティに適用したいと考えている。例えば業界団体のような主体がOPを使って、自らお持ちの規律に基づいて情報の確からしさを検証可能な状態にしていくと、こういった利用形態を今想定しております。言わば自主規制、ないしは緩やかな共同規制のようなガバナンスを模索しているというようなところでございます。

実はこの辺り、今、申し上げた後半部分が、私が考えている理想の姿にも近いところがございます、効果を急ぐと、とにかくできることをやっちゃえよということ、とかく私を含めて技術に関心がある方はできるんだからやろうというようなところに行ってしまうところがあるわけです。しかしながら、今起きている問題というのは非常に複雑で、立場によって見解が大きく異なるものでもあると思っています。その中でどのように世の中で起きている問題を、まずきちんと定義し、分解し、対応していくのかということ、冷静さが必要なものと理解しております。

直近でもディープフェイクを用いた偽情報の流通の問題提起が行われているところですが、こういった社会の安全、民主主義を脅かすというものに対処していくためにも理念や手続が可能な限り民主的なもの、ないしは立法がどうしても必要ということであれば、立法事実を明確化する、特定していくということが必要だと考えております。

まとめますと、技術が起こしている問題ですので、できる限り、まず技術で解決することを目指していく。しかしながら、技術そのものが思想や統治の在り方を内包している可能性があるということをまず留意する必要があるだろうと。そう考えると技術の使い方及び自律的な自由に基づく価値の最大化を目指して、どのように我々はこれを手なづけていけばいいのか。抑制したり、守ったりするような技術についても、どのようにそれを位置づけていけばいいのかということを考えていくことが重要であろうと考えております。

今回のこの検討会のテーマである偽情報・誤情報は、様々な課題が絡み合っている複合問題だと私は思っておりますので、対症療法と根治療法の両方を並行して考える必要があるだろうと。こういった観点でできることを最大化するということを目指すということが望まれていることではないかと思ひまして、私もそのような立場から検討の一助となれればと考えております。長くなりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

**【宍戸座長】**      ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、ここで石井先生にお願いしたいと思ひます。

**【石井構成員】**      中央大学国際情報学部の石井です。よろしくお願いいたします。本日、ビデオの調子が悪いものですから、音声だけで失礼させていただきます。

私は、プライバシーや個人情報保護法を中心とする情報法関係の研究をしておりまして、国内外の動向の調査などを行っていたりします。関心を持っている分野としましては個人情報保護、プライバシーとほかの領域との関わり、例えば消費者保護ですとか、競争法の領域との交錯についても関心を持って研究に取り組んでおります。

私のほうからは、まず、デジタル空間の情報流通について、現在関心を持っているものをお話しさせていただきますと、生成A I が非常に注目を集めているところでありまして、生成A I とプライバシー保護に関する国内外の動向を踏まえてコメントさせていただきます。

イタリアの監督機関がC h a t G P T を一時停止したという事案が有名ではありますが、各国の規制機関が調査を行ったり、国際的な議論の場でも情報発信を数多く行っておりま

す。この検討会との議論で取り上げるとすれば、入力するデータ、それから出力する結果について、それぞれ正確性の問題が出てくるというのは、プライバシーの問題でもあり同時に、偽・誤情報対策ともつながる部分であろうと捉えております。

国際的にははGDPRの議論に即したものが非常に多いという認識でして、最も最近の情報発信としては、世界プライバシー会議で採択されました生成AIに関する声明というものがあります。これによりますと、開発段階、運用段階、導入段階のそれぞれに分けて、いわゆるGDPR的な諸原則がうたわれておりますが、中でもAIシステムが個人に関する意思決定を行ったり、意思決定を支援したりするような場合には、生成AIを使うことに慎重な姿勢が示されていることや、学習データに個人情報を利用する場合には、事前にプライバシー影響評価にかけよう求めています。これはプライバシー・バイ・デザインが強くうたわれる傾向にある中で、どう実装するかというときにプライバシー影響評価を行いなさいとなっております。

また、不正確なデータを取り除くためのガバナンスの取組を取ること、児童のデータ処理を行うときの権利保障に注力することが挙げられていまして、日本における議論でも留意しておいたほうがよい事項が最近の国際的な動向から見て取れる状況かと思えます。生成AIの問題は、今、議論すべきインターネット上のデジタル空間の健全な情報流通に係る論点を浮き彫りにするという面でも注目しておく課題だと思いました。

次に、流通の健全性についてどう考えるかですが、生成AIのデータの正確性、これは偽・誤情報対策にも重なる部分ではありますが、プロファイリングにせよ、偽・誤情報にせよ、個人が自由に行えるはずの選択をゆがめるという行為に対して、いかに対策を講じるのかという点が情報流通の健全性を支える重要な考え方であろうと思えます。

児童のデータの保護の重要性も国外でよく聞くところでありまして、日本の法制度上、やや手当てが薄い部分であるというのは否めないと思えます。他方、諸外国では児童のデータを保護するための立法化が進んでいる状況でありまして、この点においてはヨーロッパでもアメリカでも足並みがそろっているという点が挙げられます。

ヨーロッパはGDPRの中に児童の保護に配慮した規定などがありますし、また、生貝先生からも御紹介があったのかもしれないのですが、デジタルサービス法の中でもオンラインプラットフォーム事業者に対する義務の中でプロファイリングに基づく広告を児童に対して行ってはならないことや、イギリスのチルドレンズ・コード、カリフォルニア州の法令などがあります。こうした動向を踏まえて、日本も法的な対応を検討するという余地はある

のではないかと思っているところであります。

それぞれのステークホルダーが果たすべき役割につきましても、先ほどの繰り返しになりますが、プロファイリングであっても、偽・誤情報であっても、ダークパターンであっても、いろいろなアプローチから情報がゆがんだ状態で流通することによって人の意思決定が操作されてしまう。これに対する対策をどうするのかという論点であると受け止めることができるように思います。

これらの課題はプライバシー侵害の側面もありますが、社会的な利益や国の利益が侵害されるリスクがある。いろいろな権利や利益が複層的に関わり合うというのがゆがんだ情報の流通の問題であろうと思いました。こうした状況を踏まえて、政府として新しい技術がもたらす課題に対して制度上の手当てが十分であるのかを検証する必要があるでしょうし、事業者にとってはバイアスのかからない情報をいかに担保するのかを検討しなければいけない。利用者においては、社会が複雑化している中で新しいサービスが出てきて、それが自己にいかなるリスクをもたらしかを自覚する機会を持つ必要があるというように感じている次第であります。

長くなってしまったかもしれませんが、私からは以上になります。ありがとうございます。

**【宍戸座長】**      ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。後藤構成員、お願いいたします。

**【後藤構成員】**      情報セキュリティ大学院大学の後藤でございます。

もともとは民間の研究所で研究開発を進めてまいりました。十数年前に大学に転身しております。私のいる大学は大学院大学でございます。小さな大学院大学でございますが、7割が社会人で、OB・OGの皆さんが官公庁や企業で活躍しているという、ちょっと特異な存在でございます。

この10年ぐらいでは、内閣府のSIPという大きな研究開発プログラムのディレクターとして、重要インフラのセキュリティであるとか、IoTおよびサイバー・フィジカル・サプライチェーンのセキュリティ確保のための研究開発の旗振り役を担当しました。この何年間かはサイバーセキュリティ戦略本部にて政府の戦略づくりにも関わらせていただいております。総務省、経産省、デジタル庁のサイバーセキュリティ関連の委員会に関わらせていただいているという状況でございます。

本日、専門の情報流通の健全性に向けて、プロフェッショナルな方は実際にいろいろな活動をなさっている方が多い中で、私は隣にいる状況でございますが、簡単なメモを書いてま

いりましたので考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、課題意識です。ここは皆様と同じだと思っています。巧妙な偽・誤情報の生成、拡散であるとか、メタバースの問題、それから情報流通・データ利用のグローバル化、広域化とスピード、それに伴う国際的な協調の必要性など、この辺りは皆様がおっしゃるとおりだと思っています。このようなリスク増に伴って、情報やデータのトラストを毎回確認しなければいけない。このためのコスト増が本当に大きくなっていて社会活動、これは個人でもコミュニティでも企業でも、全てにおいて質の劣化、効率の劣化が避けられない状況と思っています。

その意味で健全性の確保、今回の委員会の役割は非常に重要だと思っています。ただ、形は違っても、この問題は過去から将来にわたってずっとあるもので、永遠の課題に取り組んでいるという意識も必要と思っています。言わば、よく言うシルバーバレットがない。つまり、簡単に決着できるものではないということを覚悟しなければならないなど。この辺りは、先ほどクロサカ先生が複雑な問題なんだよとおっしゃっていましたが、そのとおりだと思っています。

健全性の確保のためには、社会の変化、つまりサービスも変わるし、技術も変わるし、教育の中身も変わっていく、そのような変化にはじめから対応しながら、またできたら将来の変化を先取りした取組を継続することがすごく大事だろうと思います。1回の取組だけで解決できるものではなく、継続し続けなければならないという、そういう覚悟が要っています。

言い換えれば、多角的かつスパイラル的に取組を継続する、そういう社会的な仕組みづくりが重要と思っています。先ほど落合先生がアジャイル・ガバナンスとおっしゃっていましたが、技術だけでは解決できないんだよということで、クロサカ先生が冷静な対応が要るとおっしゃっていましたが、同じ感覚かなと思っています。この辺りは、私が主に取り組んでおりますサイバーセキュリティ対策と同じと思っています。サイバーセキュリティ対策では1つの技術や1つの法制度で解決できると思い込んでいらっしゃる方はいらっしゃらないと思います。長期戦覚悟で、ずっと取り組み続けている。この中で、例えば社会的な仕組み、いろいろな企業のCSIRTだったり、あとはNICTやIPAの研究開発や情報の収集活動、幅広い人材育成、研究開発、また、それをビジネスにする取組、そういうものが、全体として必要だということをみんな認識しているだろうし、それに関しまして、政府・省庁も戦略面、対策面で政策を出しているという状況だと思います。そういう意味で情報の健

全性確保とサイバーセキュリティ対策は似ていると思って皆様のお考えをお聞きしているところですが。

そういう中で、簡単にちょっと思いつくままですが、一つ例えば法制度と技術開発という観点におきまして、今日、法制の先生方がいらっしゃる中で、ちょっと誤解を招く言い方もかもしれませんが、技術の進化のスピードはとても速い。それに対して、しっかり法制度をつくっていただくというのは大事なわけですが、そこにどうしても対応の速度の差がある。これについては私ども覚悟して動かなければならないと思っているところです。私がお付き合いしているデジタルサービスの事業者にとっても法制度の裏づけは必須ですが、法制度の対応には非常に時間がかかってしまう、という本音も聞きます。特に企業からは、GDPR対応関係の話として、いわゆる個人情報、プライバシーに関わる情報の扱いがどうしても国や地域によって違う、微妙な差が出る。これは文化の差があるので当然ですが、この差への対応がすごく大変だというぼやきもありました。また、私の知り合いが調べたところという、巨大プラットフォーマーも個別に対応していますが、日本のデジタルサービス事業者には個別対応のリソースがない。そういう意味でグローバル競争上も不利になる、そのような課題も持っているという認識でいるところです。

また、生貝先生から緊急時の対応が必要だというお話がありました。1つの例です。皆さん、御専門の方ばかりですが、欧州のデジタルサービスアクトは、来年2月ぐらいから本格適用ということでしたが、今回、残念ながら、イスラエル・ハマス紛争という大きな国際事案の関係で、それに関わる情報の健全性対応で急遽4か月前倒しになり、EUがMetaやTikTokに対して指示を出したというニュースもあります。そういう意味で悩ましい話ではありますが、時にはこういう有事の対応ということで制度的にも動いていただく必要があるというところもポイントの1つかなと思っています。

それからもう一つ、例えばリテラシー教育とか啓発活動、これもサイバーセキュリティ対策としても大きく取り組んでいるわけですが、簡単な話ではなく、いつも若年層や高齢者層、それからビジネス面、いろいろなところでそれぞれの啓発活動が要るなと悩んでいるところがございますが、情報の流通の健全性においても同じと思っています。

高齢者層、私も足半分入っていますが、今から教育と言っても困ってしまうので、実被害を避ける取組や、被害を受けてしまったときの救済策が要るだろうと思います。一方、若年層です。実は大学の中で最新のツールをいろいろ試して評価していますけれども、本当にツールの進歩が早くて使いやすくなっています。先日も岸田総理の画像の報道がありました

が、このような静止画と音声の録音さえあれば、3次元のおしゃべりするビデオが作れてしまう。中高生のスキルで使えるレベルまで、使いやすくなってしまっています。こういうツールの利用は止めてもしょうがないだろう、若年層に向けてはどんどん使ってもらい、偽画像が簡単にできてしまうことを肌身で感じてもらったほうが早いのではないかと、そんな議論もあったところ。この辺りは今後さらに個人差の拡大や、年齢層がだんだんシフトすることもありますので、それにどう対応していくのかということが大事だろうと思っています。

また、研究活動、私どもの大学でも、情報の健全性に取り組んでいる研究、学生がいます。この5年ぐらい非常に盛んになっておりまして、このリストの一番目が3月に出了D論、2番目が1年前の修論、3番目は先日NHKが報道してくださった学会の報告です。それぞれの立場、1番目は英語のタイトルになりますが、グローバル・ディスインフォメーション・キャンペーンという国際法的な問題、グローバルな安全保障上の問題の観点ですし、2番目は情報セキュリティ心理学の観点でどう分析できるのか。それから3つ目のものは情報の拡散実態を実際に調べる技術とその報告という形で、多角的に研究開発を進めているわけでございます。つまり1つの技術ではなくて、いろいろな研究開発が必要だろうと思っています。

この図はこんな感じかなと思って描いてみたものです。先ほど申し上げたように、法制度、教育、メディア、政策、それからプラットフォーム、それぞれが相互にちょっとずつ、タイミングに合った取組をしていって、全体で連携しながら、協調しながら解決に当たっていくという、そういう姿勢が一番に大事だろうと思っています。そういう意味で、皆さんでうまく知恵を出し合う場が非常に大事だろうと思っているということで、私の自己紹介兼コメントとさせていただきます。ありがとうございました。

**【宍戸座長】** 後藤先生、ありがとうございました。

それでは、続いて、澁谷構成員、お願いいたします。

**【澁谷構成員】** 澁谷です。よろしくお願いいたします。東京大学空間情報科学研究センターの澁谷と申します。

私はスライドがないので口頭で申し上げさせていただきます。私、ふだんはいわゆる大規模なデータの解析やシミュレーション、モデリング等に取り組んでおります。偽・誤情報に関しましては、特にオンラインだけじゃなくてオンライン、あるいはソーシャルメディアだけじゃなくて様々なメディアとの相互作用性、ネットワーク性に関心を持って研究に取り

組んでおります。

あるいは偽・誤情報は、消費者側、供給者側の行動パターンがネットワークの中で複雑に動いていて、消費者、供給者の明確な線引きができないというのも1つの問題であります。あるとき消費者が供給者側に変わり、あるいはこれまでの構成員の先生方からも御発言がございましたが、受動的に受け取っていた方が、あるとき主体的に関わるようになって、どのように関わっているのかというところがアクター間でいろいろとそれこそ多様であって、そこをしっかりと分析することが意味があるなと思っています。

またAI技術の発展もありまして、言語の壁、特に物理的な境界がほぼない中で、あるいは偽・誤情報そのものに関して、これが偽かどうかという明快な線引きができない中でどのように偽誤情報自体を捉えるかも課題と考えております。どうしても研究者としては明示的な偽情報が分かりやすいので、そちらのほうを先に分析してしまうこともあります。明示的な偽誤情報とは言えないものの、ある種今後の懸念材料になり得るものがいろいろとネットワーク上の中にあって、そういったものをどのように位置づけ、単一の偽誤情報だけではなくて、ネットワーク全体として総合的に捉えていくかというところも大事だと思います。単一的な取り組みには限界があり多様な観点から社会全体としての偽誤情報に柔軟に対応できるような基盤の底上げの検討の一助になればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**【宍戸座長】** 澁谷先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、田中構成員、よろしくお願いいたします。

**【田中構成員】** 名古屋工業大学の田中です。よろしくお願いいたします。

専門は認知科学で、特に実験心理学で人間の認知的なメカニズムを実験的手法によって明らかにするというような研究アプローチを取っております。

検討事項に関しては、偽情報・誤情報の拡散による、特に人々の認知への影響に関心を持って研究を進めております。この誤情報対策は主にプレバンクとデバンクに分けられることが多いんですけども、プレバンクは誤情報が拡散する前の備えのことを指して、リテラシー向上などはこれに該当します。誤情報が拡散した後の事後対応はデバンクと呼ばれておりまして、ファクトチェックによる誤情報の訂正などはこのデバンクに該当するかと思います。

先ほど参考資料1-1でお示しいただいた総務省の調査がありましたけれども、ファク

トチェックの認知度が他国と比べて低いというような報告があります。また、別の調査ではアクティブなファクトチェックサイトの数が、例えばアメリカは70件以上、インドは30件以上に対して、日本は5件というふうな現状となっている。これらの指標が即座に日本のファクトチェック行動そのものが弱いということを導くものではないかもしれませんが、こういった違いが生じているのかを詳しく検討する必要はあるかと思えますし、日本のデジタル空間が誤情報に対して、どの程度脆弱性をはらんでいるのかについて、もう少し詳細かつ客観的に理解する必要があるのかなと考えております。

また、認知科学の観点からは、デバンクにおけるユーザーの認知バイアスの影響が気になっています。例えば私たちが最近行った実験では、誤情報を信じているかどうかでファクトチェック記事のクリック行動が異なるという結果が出ています。具体的に言うと、4割ほどの実験参加者は誤りだと既に知っているような情報のファクトチェック記事はクリックするのにに対して、誤情報を信じている場合はファクトチェック記事を選択的に避けるというような行動傾向も見られています。つまり、ファクトチェックの取組を充実させていくことが期待される一方で、訂正情報をデジタル空間で広くアクセス可能にするということと、誤情報が人々の認知に及ぼす悪影響に対処するということを区別することが重要かと思えますし、研究結果からは、これらの中に心理的なハードルがあるということが示唆されています。

さらに言えば、訂正情報を提示した後、ユーザーがそれを読み、その訂正情報を記憶していても、なお誤情報を信じ続けるというような現象も確認されています。心理学の分野では欧米を中心に「誤情報持続効果」という名称でメカニズムの研究が進められています。また、繰り返し誤情報に接触すると、情報処理の流動性が高まるがために、誤情報が正しく感じられるというような認知バイアス、真実錯覚効果と呼ばれているような認知バイアスがあるんですけども、もしこのメカニズムが訂正情報にも働けば、訂正情報も同じように繰り返せば誤情報の影響を緩和できるかと言ったら実はそうではなくて、誤情報の3倍の頻度で訂正情報を出しても誤情報の影響が取り除けないというような非対称性というものも確認されています。こういったものは一度信じられた誤情報を事後的に訂正することの難しさの一因となっています。デジタル空間における情報流通の健全性確保と言ったときに、このようなユーザー側の認知的特徴が健全性の確保にどのように関わってくるのかについて、リテラシーの向上と併せて検討すべきことではないかなと考えております。

私のほうからは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 増田でございます。資料を共有させていただきます。全国消費生活相談員協会の増田でございます。私からは消費生活相談から考える問題ということでお伝えしたいと思います。

簡単に私どもの協会の御紹介でございます。「国民生活センター消費生活相談員養成講座修了者の会」として発足して以降、現在は公益社団法人として活動しております。全国の自治体などの消費生活相談窓口で相談業務を担っています消費生活相談員を主な構成員とする団体でございます。主な活動といたしましては、自治体が消費生活センターをお休みしています週末に自主的な週末電話相談をしたり、電話相談110番をしたり、消費生活相談員のレベルアップや消費者教育などを実施しております。

これは、昨年度、私どもの協会から提出いたしました本協会の意見書でございますので、活動の内容が御理解いただけるのではないかと考えております。まず、デジタル空間についての問題意識として、本協会が受け付けました相談事例を御紹介して、その問題点についてお伝えしたいと思います。御存じだと思いますが、詐欺サイトの御相談がよく入ります。詐欺サイトへの対応としては、消費生活相談におきましては、ここでは2022年版消費者白書、消費者庁が公表しています問題ですけれども、そのようなことも指摘しております。また、相談対応では、クレジットカードで支払った場合はカード会社に対して対応を求める。そしてまた、銀行口座に振り込んでしまったような場合は、振り込め詐欺救済法について説明して、銀行、警察と早急に連絡するよう助言いたしますが、実際には被害回復は非常に難しい状況です。国民生活センターのほうからも公表、緊急被害情報などを出しているところがございます。

定期購入、詐欺的定期購入について、皆様も御存じだと思いますが、相談が減ってはいない状況にあります。定期購入の問題点といたしましては、解約の条件などが小さな文字で書かれているサイトであったり、スクロールして見なければ分からないというような表示の仕方があります。また、SNSや動画サイトの広告で縛りなしなどの情報がインプットされているためか、最終確認画面を十分に確認できていないというようなことが推測されます。それから申込み後にクーポンを利用するなどのポップアップが表示されて、それをクリックすると、縛りのある定期購入契約に契約内容が変更されてしまうというような、ダークパターンとも言えるような内容が今現在非常に多発しているところです。

消費者は画面の保存をしていることは大変少ないので、キャンペーンや契約者向けの契約の画面が私どもの段階で確認することが非常に困難な状況にあります。通信販売に取消権はできましたけれども、画面保存がないと事業者とは交渉がしにくいという状況にあります。定期購入に関する法改正がなされましたけれども、その後も非常に数が多く、相談の件数が増えているという状況があります。

それから、デジタル勧誘、特に副業や投資ということに関するトラブルが非常に多くあります。男性10歳代の方とか、あるいは50歳代の方とか、幅広い年代の方たちが被害に遭っていらっしゃいます。デジタル勧誘の問題としては、動画やメッセージだけで契約に至った場合、電話勧誘や店舗外販売であると考えられますが、相手方からは勧誘していない、通信販売であると主張されます。また、チャットやメッセージアプリでの勧誘も同様の問題があります。動画投稿サイトから誘引されていることが多いですけれども、動画投稿サイトの監視、管理ができていません。営業を禁止しているSNSもありますが、SNSで勧誘されていることが非常に多くあります。取引DPF法では第5条に開示請求権がありますけれども、SNSは取引DPFに該当していないため、開示請求権はありません。SNSにおいても何らかの対応が必要ではないかと考えているところです。

そういう意味で、消費生活相談からのまとめとしましては、消費者は、情報の真偽を確かめることができない。ネットの情報を信用する傾向があり、真偽を確かめる方法を知らない。インターネット上の細かい規約を確認できていない。デジタル契約について法律が追いついていないなどの問題が見られます。情報流通の健全性確保は喫緊の課題であると考えております。

デジタル空間における情報流通の健全性につきましては、情報元の信頼性について消費者は確認できる方策を知りませんので、やはりファクトチェック機関への支援であるとか、偽サイトへの対応というのが必要だと考えております。表現の自由、知る権利についての理解ということも、正しい情報の見極め、情報発信の責任ということも同時に身につける必要があると思います。

青少年保護、利用者保護、それからICTリテラシーの向上、インターネットの基本的な仕組みについての教育や啓発というのも非常に重要だと考えております。フィルターバブルによって繰り返し同種のトラブルに遭っています。エコーチェンバーによる考え方の偏りが特に若年者には多いのではないかと考えております。

最後に、各ステークホルダーの役割について、やはりデジタルプラットフォーム事業者に

関しては、透明化法、取引D P F 消費者保護法の対象範囲を拡大していただく。偽情報・誤情報の削除を行う。取引D P F 提供事業者による消費者への啓発を行っていただきたい。生成A I、A I 利用者の事業者については、基本的理念の遵守をしていただくこと。メタバース、仮想空間関係事業者においても基本的な理念、ルールの制定をしていただき、それを消費者にしっかりと広報していただく必要があるのではないかと考えております。通信・放送事業者についても削除要請があったときの検討をしっかりといただくこと。利用者については、やはり教育ですけれども、それを私どもの業務としても行っていきたいと思いますが、若年者、親の教育や情報が届きにくい高齢者への啓発などがやはり必要であると考えております。今後、勉強させていただきながら、消費者の立場から意見をお伝えしていきたいと思っております。ありがとうございました。

**【宍戸座長】**      ありがとうございました。

ここまで10人の構成員の方々から自己紹介かたがた、この検討会で議論すべき論点について御意見をいただけてきました。本来ここで次のアジェンダに移っていなければいけないんですが、ちょっと私の進行がつかなくて申し訳ございませんし、多分、今後こういうことが続くと思いますが、この後、4人の構成員の皆様、少しお時間を配慮いただきながらお話しいただけると大変助かります。申し訳ございません。

それでは、水谷構成員、お願いいたします。

**【水谷構成員】**      関西大の水谷でございます。私も資料1枚ですけれども、用意しておりますので、表示のほうをお願いいたします。時間の限りもあると思いますので、簡単にお話しさせていただきます。

私は、関西大学の社会学部でメディア法と情報法を担当しております。専門は憲法とメディア法ですけれども、その観点から本検討会の上がった検討事項について、いくつかコメントを用意してまいりました。

まず前提として、これはメタバース空間とかでも重要になってくるかと思っておりますけれども、現在のデジタル空間においては、情報とかサービスがユーザーの目から見ると非常に多種多様かつ大量にあり過ぎて、まさにジャングルの中にいるような状態なわけです。そこで、情報やサービスの一部をレコメンドというか、優先的に表示してもらうことによって、我々は取捨選択がある程度できるようになっているわけですが、アテンション・エコノミーが背景にあることによって、そうした優先順位づけでアテンションを稼ぐものが表示されやすくなっているということが1つ。

もう一つは、先ほどのお話にもありましたけれども、情報選択等において個人が合理的に判断するということには限界が実はあるんだということが、かねてから指摘をされており、私たち個人には刺激に弱い脆弱性がある。こういったことを前提に議論を進める必要があると思っております。

この検討会の基本理念としての、憲法学者として最近興味がありますのは、ヨーロッパの憲法学者を中心にデジタル立憲主義というような概念が論文等で議論をされているところです。既存の憲法学が培ってきたある種の価値などをデジタル空間の技術等々に合わせて翻訳し、それを目標に制度設計を行っていくということだと理解しております。例えばEUのデジタルサービス法や、あるいは民主主義行動計画といった環境設計のある種基本理念になっているんだろうと思います。

この点、我が国では国民の、あるいは情報受領者の知る自由とか、知る権利という概念にポイントが置かれると思います。この検討会の主軸でもありますけれども、やはり信頼性の高い情報へどうやってこのジャングルの中でアクセスを保障していくかということが重要です。

もう一つはガバナンス設計の観点から、今まで憲法学は個人に表現の自由があって、そこにある種の規制がかかるというようなことを個人の権利ベースで議論をしてきたわけですが、放送制度の例があるように、デジタル環境のいろいろなステークホルダーやアクターの機能などを見据えて構造・システム全体を把握しながら制度設計をしていくというような視点が求められると思います。

特にプラットフォームのモデレーションやキュレーションにおいては、どうしても事後的にこの情報が削除されていないとか、何でこの情報が削除されたんだという事後のエラーをチェックするということに関心がいきがちですけれども、それだけではなく、そうしたモデレーションやキュレーションのシステムがどのように設計されてきたのかというシステム全体に目配りをするガバナンス設計が必要だと思えます。

それぞれアクターごとに具体的な方策についてもいくつか挙げさせていただきましたが、特に私のほうから注目したいのは、信頼性の高い情報の発見可能性を向上させるというのは流通を担っている事業者にはできないわけですが、一方で、信頼性の高い情報を生成する人たちがいなければ、それも絵に描いた餅になるわけです。特に例えば報道が典型例だと思いますけれども、職業倫理などによって内部的にも、あるいは外部的にもガバナンスを利かせて情報の信頼性を確保してきた事業者の方々の持続可能性をどう考えるかとか、

あるいはこの生成プロセス自体のガバナンスもアテンション・エコノミーが加速する中では考えなければいけないのではないかという点が今後重要になってくるかなと思います。

最後に、憲法学者として気になっているのは、アメリカでも今問題になっていますけれども、政府が権力を持って表現空間に介入してくるというのがどこまで許容されるべきか、やっぱり政府と事業者の間の透明性とかアカウントビリティの向上も同時に確保されていくべきだろうと思っております。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、安野構成員、お願いいたします。

【安野構成員】 よろしくお願ひいたします。すみません、私、1枚だけ作ったのですが、共有させていただいてもよろしいでしょうか。

【宍戸座長】 お願いします。

【安野構成員】 では、失礼いたします。まず、自己紹介をさせていただきます。中央大学文学部の安野智子と申します。よろしくお願ひいたします。

専門は社会心理学、特に世論過程、民主主義社会におけるコミュニケーションを研究しております。近年は世論を形成する上での政治や社会、海外についての知識及び情報共有の在り方に関心を持っています。また、共同研究として、変更の少ない情報提示の在り方に関する研究、それからAIリテラシーやAIと責任帰属についての調査も進めております。

今回、このような検討会に参加させていただきまして、大変光栄に存じます。この検討会に関連しまして、私の問題意識を申し上げたいと思います。私も、先ほど田中先生のお話とちょっとかぶってしまうところがあって恐縮なんですけれども、社会心理学、もともと心理学をやっておりました関係で、認知的バイアスの影響に強く関心を持っております。

大きく分けまして、認知的バイアスの問題、それから社会的なバイアスの問題、それから虚偽情報・誤情報の拡散と認知的流動、先ほどの田中先生とかぶっちゃったんですが、この問題に分けてお話しさせていただきます。

まず、認知的バイアスが社会的判断にもたらす問題は、ある程度知見も蓄積されつつあるかと思ひます。誤情報・虚偽情報がなぜ広まるのか、なぜ信じるのかといった問題です。これらの研究成果が示していることは、自分の信念や態度に沿った情報であれば、根拠がなくても信じやすいということ。それから情報の検証など、面倒なことをコストをかけて行う人は必ずしも多くないということです。

こうした事実は、社会心理学では認知的バイアスとして古くから指摘されたことではあるんですけども、これが情報収集の段階、それから推論の段階、記憶の段階、全てにおいて影響することに注意する必要があると考えております。情報収集の段階では、例えば自分の態度に沿った情報に注目しやすい確認バイアスですとか、あるいは共変性、何と何が一緒に起きて因果関係があるのか、関連があるのかといった判断、これが上手ではない、うまくないということ。また、因果帰属において目立ったものに原因帰属をしやすいバイアスがあるといったこと。それから、後から与えられた情報で記憶がゆがんでしまうという記憶の段階のバイアスでございます。

また、こうしたバイアスを一因として、政治や社会に関する私たちの知識が一般的に乏しいということも過去の研究で繰り返し指摘されてきました。少なくとも恐らく政治や社会への関心が高い、ここにいらっしゃるような皆さんが想像するよりは関心がない人も多いということでございます。

さらに先行研究では、学歴だけでなく、人種や所得、性別などにおいて不利な状況にある人ほど政治知識が乏しいという格差も指摘されています。日本のデータで分析してみても、男性、大卒、しかも貯蓄などの資産がある人ほど政治知識を持っている。メディア接触をコントロールしても、このような結果が出てきます。

認知的バイアスと社会的属性による知識の格差、この2点を踏まえると、デジタル空間において正しい情報を提供できてさえいればよいとは言いきれないということです。正しい情報を提供する努力をしても届かない層が存在する可能性を前提とする必要があると考えております。

また、第3点におきましては、虚偽情報・誤情報の拡散が人々の認識に影響を与えてしまうという懸念です。既に田中先生も御指摘くださったように、繰り返し接触すると誤った情報も正しく見えてしまう。認知的な処理が簡単になることで正しく見えてしまうということです。しかも、知識があってもだまされてしまうことがあるということも重要な問題です。

一方で、正しさを意識すると、興味深さを意識した場合よりも影響を受けにくいという指摘がありますが、これもまた、多くの先生方が御指摘くださっているように、生成AIを用いたサービスなど、作成あるいは拡散の責任が曖昧な虚偽情報・誤情報が拡散する中で、そのような情報にたくさん触れてしまった場合、正誤の判断が私たちにはますます難しくなっていくということが今後の課題になってくるかと思えます。

最後に、私たち人間は基本的に認知的に怠け者であり、すみません、これは一般的な用語

ですので御了承ください。認知的に怠け者であり、自分視点でしか判断していないということとを全員が前提とする必要があるということでございます。

これもまた重なるかと思うんですが、虚偽情報・誤情報に関する訂正、打ち消し報道が効果を持つためには、その発信元への信頼の獲得が重要だということを問題意識として申し上げたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

山口構成員、それではお願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。皆さん、こんにちは。国際大学の山口と申します。私は経済学博士で、特に専門は計量経済学というデータ分析手法です。私はその手法を使って偽・誤情報などのSNS関連の諸課題について実証研究をしております、今日のところに関連するところで申しますと、内閣府のAI戦略会議や総務省の各種会議などに参加させていただいております。

まず最初に、簡単に自己紹介を兼ねて、これまでの研究成果を物すごく簡単に御紹介した後に、方針というところを、総務省さんの提出いただいた資料について議論というか、コメントさせていただければと思います。手短にしますので、御安心ください。

御存じのとおり、これまでもさんざん指摘されたとおり、情報環境において偽・誤情報問題は深刻化していると。私の過去の調査でも、偽・誤情報に出会った人、見聞きした人の中で77.5%の人が誤っていると気づいていないという結果が出ておりました、政治だとこれが87%。ほとんどの人がだまされてしまうということが分かっております。また、中高年以上のほうがだまされやすいということも分かっておりました、若者だけの問題ではないということが言えます。

また、そういった情報に出会った後に拡散している人というのが15～35%おりました、拡散手段として最も多いのが直接の対話であるということも分かっていて、インターネットだけの問題ではないということも分かっております。

また、偽・誤情報を信じている人とか、メディアリテラシーや情報リテラシーの低い人、こういう人のほうが偽・誤情報を拡散する傾向にある。しかも、その確率が非常に高いということが分かっておりました、そういう偽・誤情報を信じていたり、リテラシーの低い人が大量に拡散しているのが今の我々が接している情報環境であるということが言えます。

さらに、偽・誤情報は、政治において弱い支持層の考えを変えやすいということが分かっ

ておりまして、この弱い支持層というのは支持層の中でも人数の多い層ですので、選挙や民主主義に大きな影響があるのではないかと分かっております。

さらに、これまでも指摘されていたとおり、生成AIが普及してディープフェイクの大衆化、あるいは世論工作の大衆化ということが起こりまして、世論工作をビジネスにするような動きもかなり活発になっております。さらに言うと、近い将来、AIが作った情報やコンテンツの量が人の作った量を超えるということも予想されますので、そういった中で、どのように情報に接すればいいかというのが喫緊の課題かなと感じております。

そういった中で、現状の対策と課題というところで申しますと、御提出していただいた資料について、基本的な方針に関して全く違和感ないところです。とりわけ法律というところはなかなかセンシティブですので、例えば偽・誤情報をぎちぎちに規制しようというような話だと、やはり海外を見ても分かるとおり、悪用される例も少なくありませんので、基本的には自主的な取組をどんどん進めていくということが大事かなと思います。

そのような中で、今考えているところを全部申し上げると時間がないので、5点ほど申し上げると、まず、透明性の確保というところはさんざん議論されているところです。今、課題として思っているのが、具体的に何をどういうふうに透明性を確保して、それをどういうふうに活用するかというところの具体を詰められていないんじゃないかということ、並びにそれを外資系の企業も含めてどのように実行していくかということ。さらに言うと日本ローカルの透明性をどのように持たせていくか。この辺りを詰めていく必要があるなと感じております。さらに言うと、T i k T o kのような、今すごく伸びているサービス、こういうサービスも対象にする必要があると思います。

さらに、2つ目で言いますと、メディア情報リテラシー教育の拡充が大事であると考えておりまして、総務省さんと私も教材を作らせていただきましたけれども、教材を作るだけでは圧倒的に不足しているのは間違いないと。例えば、これまでのベストプラクティスという意味では、ユーチューブクリエイター、インフルエンサーと組んでキャンペーンをやったところ、物すごく効果があったということもありましたけれども、ああいったキャンペーンと、また教材、講座、ほかの手段も含めていろいろなことを検討して、多様な手段で啓発していくのが大事だと考えております。

3つ目が技術を使って対抗していくという話で、これまでもいろいろな話題として出ましたけれども、オリジネーター・プロファイルとか、あるいはAIが作ったものかどうか判断する技術とか、偽・誤情報の検知技術とか、そういった対抗技術への研究開発の投資、そ

れはもっともっとしていく必要があると思いますし、また、研究開発を進めるというだけではなくて、その技術を例えばメディア企業とかファクトチェック組織が使えるとか、さらに言うと一般の人々が手軽に使える、あるいは分かる。そういった状況にしていくことが大事かなと考えておまして、例えばSNS上の投稿された画像、それがAIが作った確率は何%か分かるとか、そういった状況が望ましいかなと思っております。

4つ目の課題としては、信頼できる情報源、これまでも議論に出ていましたけれども、それが喪失してきている。メディアへの信頼度が世界各国で低下しているという中で、アテンション・エコノミーが一方で支配的になってきていると。その中で、情報生態系全体で人々が適切に正しい情報にアクセスできるような仕組みを考えていく必要があると考えております。そのためにはステークホルダー間の連携の強化ということは外せないことでして、ベストプラクティスの共有とか、連携の強化とか、さらに各ステークホルダーが一堂に会する場というものをぜひつくってほしいと考えております。

最後に、ファクトチェックの強化です。優先順位をしっかりとつけて、例えば災害とか選挙とか医療、健康とか、そういった優先順位の高いものからしっかりとファクトチェックして、それを人々に届ける仕組みというものもつくっていくことが大事かなと考えている次第です。

私からは以上です。

**【宍戸座長】** ありがとうございます。

それでは、大変お待たせいたしました。脇浜構成員、お願いいたします。

**【脇浜構成員】** 皆さん、こんにちは。京都産業大学の脇浜紀子です。よろしくお願いたします。なるべく巻いてお話をさせていただきたいと思います。

スライドがあるんですけども、共有したいのですが、できますでしょうか。事務局のほうにも送っておりますので、もしよろしければそちらのほうでお願いいたします。ありがとうございます。

私は、在阪広域テレビ局の読売テレビというところで四半世紀ほどアナウンサーとして働いておりました。阪神・淡路大震災など災害報道の現場に立つことも多く、問題意識も芽生えてきまして、アナウンサー業務の傍ら、少しずつメディア研究を始めました。会社を早期退職しまして、2017年より現職で、研究分野は地域メディアと地域情報になります。在阪局の周辺部に当たる神戸の出身で、今も神戸在住です。この6月より、FIJ（ファクトチェック・イニシアティブ）の理事を仰せつかっておりますことから、今回ここに呼ばれ

たのかなと思っています。デジタル空間というと広大ですけども、私自身の関心は社会の基本情報の流通、特にテレビ出身ですので、視覚・聴覚での地域情報の流通というところにあります。

では、次をお願いします。以下、事務局からのガイドに沿ってお話したいと思います。

初めに、デジタル空間における情報流通に関する現在の課題として関心のあるものですが、言語化しますと、流通というよりは流通する情報の生成に関わるようになってしまいました。まず、信頼できる社会の基本情報を取材・編集、ストーリーテリングできる事業者、人材の確保と育成、そしてそのために必要であると考えるのが効果的なオーディオビジュアル表現であるテレビ的手法、ノウハウの還元です。

これは13年前に博士論文を書いたんですけど、このときからずっと一貫して言っていることでありまして、公共の電波を長年にわたって寡占することで蓄積されてきた映像で伝えるというノウハウを情報発信が民主化された時代に広く市民に還元していくと情報空間の健全性や豊かさに貢献できるのではないかと考えています。それがインフォメーションヘルスの担い手としての放送事業者の責務の1つではないかと捉えています。

また、決して詳しくはないんですが、最新技術にも大きな関心がありまして、AI等最新テクノロジーを地域コンテンツ制作にも生かしていけるのではないかと考えています。例えばAI無人カメラでのスポーツの試合の中継など、先日のIBCに参加した方のセミナーで紹介されていましたが、コストを削減しつつ、地域コンテンツ流通を増やしていける可能性を感じました。ということで、6月に発表されていたICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップにあった言葉で言いますと、デジタルコンテンツの作成・編集に関する能力に当たるところが私自身の関心となります。

それでは、次のスライドです。デジタル空間における情報流通の健全性についてどう考えているかですが、前提として、デジタル空間は決して健全オンリーのものではないと思うんです。まちづくりなどで使われる言葉を借りると、限界性や猥雑性があるってこそ魅力があるんだというのを前提に考えているんですが、とはいえ健全に過ごせる公園のような空間も分かりやすく確保することは必要であるわけで、その際、情報の受け手としての守りの強化、今日もたくさん出ておりましたファクトチェックやオリジネーター・プロファイルなどがこれに当たるかと思いますが、それらとともに健全な情報を生み出す人材というのをできるだけ多く育成する攻めの施策が重要だと考えています。先ほど水谷先生が情報生成事業者という言葉を使っていたらっしゃいました。健全だけでは人は見てくれないんですね。

健全で面白い、魅力的な情報を生み出すという人材を育てる。そこにリソースをつぎ込むべきではないかなと感じています。

したがって、基本理念と呼べるかどうか分からないんですが、誰もが自由に情報発信できるという民主主義の実践機会を増やして、その質の向上を図ることが、結果的に情報流通の健全性確保につながるのではないかと考えています。

それでは、次です。最後に、各ステークホルダーが果たすべき役割というところです。やはり私自身の出身母体である地上民間放送事業者に期待したいというところです。今日の時点でオブザーバーとして入っていないようなことをお見受けしましたけれども、民放局にはより積極的な公共性へのコミットを求めたいし、特にローカル局はそこに存在意義があるのではないかなと考えています。実際にそちらに例で示しておりますけれども、地域の課題解決に放送局のノウハウを生かす事業というのも散見されるようになりましたし、より明確なソーシャルビジネス的なアプローチとして、千葉テレビさんがチバテレミライチャンネルというのを地デジのサブチャンネルで設定したりもしております。

最後に、もう1点ですが、大学にも果たせる役割がたくさんあるんじゃないかと思っています。欧米にあるようなジャーナリズムスクール、メディアスクールというところがあまり国内では体系的・実践的にそういった情報発信を学べる場が見られないなと思っておりまして、ぜひこういったオーディオビジュアル表現を有効に使う、それを教えられる人材、教えられる場というところも重要ではないかと考えています。

以上です。

**【宍戸座長】** 脇浜先生、ありがとうございます。

一通り本日御出席の構成員の皆様から御発言を賜りました。大変貴重な御指摘をたくさんいただいたと思います。あわせて、資料1-4でございますけれども、本日御欠席の3人の構成員、江間構成員、森構成員、山本構成員からも御発言のメモを頂いておりますけれども、これについては、時間でございますので、事務局から今、御説明いただくというよりは、構成員の皆様、お目通しいただくという扱いで、事務局、よろしゅうございますか。

**【恩賀室長】** 座長、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

**【宍戸座長】** それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

本日いただきました御意見、非常に貴重な論点が多々含まれていると思いますので、少し事務局と私のほうで整理をさせていただき、次回以降の会合の進め方、あるいは論点項目案を整理させていただきたいと思います。

終了の時間が迫っておりますが、ちょっとだけお時間下さい。議事（４）でございます。今後の進め方について、この場で御議論いただかないわけにはいかないものですので、資料 1－5 について、事務局から御説明をお願いいたします。

【高橋係長】 それでは、資料 1－5 を御覧ください。検討会の今後の進め方について御説明いたします。本日、第 1 回が開催され、第 2 回を 11 月 21 日、第 3 回を 11 月 27 日、こちらにおいて構成員の方からの御発表、そして意見交換を予定しております。

その後、関係者等へのヒアリング、基本的な考え方や具体的方策の論点整理、意見募集などを経て、来年夏頃に一定の取りまとめをお願いできればと考えております。

以上になっております。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、このような進め方を現時点では考えているということですが、何か構成員の皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。もしあればチャット欄で私にお知らせをいただいたら御指名をさせていただきますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、このように進めさせていただきたいと思えます。

議事（５）その他でございますが、冒頭、私のほうから、事務局の資料説明について御質問等あればフリーディスカッションでお受けしますと申し上げましたけれども、先生方の御発言、聞きほれているうちに時間がなくなってしまいました。大変申し訳ございませんが、もし事務局の御説明資料、あるいは他の構成員の皆様からの自己紹介を兼ねた御発表について、何かさらに御質問や御意見がございましたら事務局までお寄せをいただき、そしてそれにお返しを、事務局を通じて、あるいは次回会合等でさせていただくという扱いにさせていただければと思えます。この点、御了承いただければ、また、事務局からメールで構成員の皆様にお伝えいただければと思えます。

それでは、最後に、事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

【高橋係長】 ありがとうございます。先ほどもお伝えしましたように、次回第 2 回会合につきましては、11 月 21 日、13 時から 15 時の開催を予定しております。議事等詳細につきましては、別途事務局より御案内を差し上げます。よろしくをお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会の第 1 回会合を終了とさせていただきます。本日、皆様、非常に闊達に自由に御意見をいただき、ありがとうございました。次回以降もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これにて閉会といたします。